

平成18年度

海上保安庁関係
予算概算要求概要

平成17年8月

海上保安庁

目 次

第1 平成18年度海上保安庁関係予算概算要求の概要

- 1. 要求の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2. 概算要求総括表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2 概算要求の主要事項

- 1. 巡視船艇・航空機・情報通信システムの計画的整備・・・・・・ 4
- 2. 社会情勢の変化に対応した海上保安業務の遂行・・・・・・ 7
- 3. 海上交通の安全性・効率性の向上・・・・・・・・・・ 9

第 1 平成 18 年度海上保安庁関係予算概算要求の概要

1. 要求の基本的考え方

平成 18 年度概算要求に当たっては、海上保安庁の任務である海上の安全及び治安の確保を全うするため、船艇・航空機・情報通信システムといった基本的装備・設備の計画的な整備に必要な経費及びこれらの運用に必要な経費を確保するとともに、新たな海上保安業務ニーズに対応するための経費を要求することとし、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」（平成 17 年 6 月 21 日閣議決定）を踏まえ、その要求内容の重点化を図る。

特に、18 年度は、昭和 50 年代に整備され、老朽・旧式化が進んだ巡視船艇・航空機の計画的な代替促進に着手し、今日当庁に課せられた海洋権益の保全、沿岸水域の監視警戒体制の構築、大規模災害等に対する救助体制の強化等の重要課題に的確に対応できる精鋭の巡視船艇・航空機群に再整備を図ることとする。

船艇・航空機等の巡視勢力の緊急・集中整備

- 老朽化の進行
巡視船艇及び航空機の約 4 割（巡視船艇 129 隻、航空機 30 機）が耐用年数超過
→ 維持経費の増大、業務遂行時の懸念
- 性能面の旧式化
高速化した一般船舶等に劣る速力、多数の航空機が夜間の搜索監視業務に対応困難
- 新たな業務課題
・ 海洋権益の保全（尖閣、東シナ海、沖ノ鳥島）
・ 沿岸水域の監視警戒体制の構築（三大湾、重要施設の警戒等）
・ 大規模災害等に対する救助体制の強化



緊急・集中整備

- 耐用年数を超えた巡視船艇・航空機群を速力、搜索監視能力の向上等を図りながら、精鋭勢力に再整備
- 海上保安業務の効率性・機動性向上を図る情報通信システムの整備

２．概算要求総括表

(単位:百万円)

区分	17年度 予算額	18年度 要求額	対前年度 比較増減	対前年度 比
海上保安庁	168,762	186,016	17,254	1.10
重要事項				
巡視船艇・航空機・情報通信システムの計画的整備	15,267	30,082	14,815	1.97
(1)巡視船艇の整備	10,346	18,765		
(2)航空機の整備	4,531	9,915		
(3)情報通信システムの整備	390	1,402		
社会情勢の変化に対応した海上保安業務の遂行	6,823	7,441	618	1.09
(1)海上犯罪の予防・取締りの強化	80	163		
(2)海難救助・海上防災体制の強化	56	591		
(3)大陸棚の限界画定のための調査の推進	6,687	6,687		
海上交通の安全性・効率性の向上	5,317	5,823	506	1.10

注)「17年度予算額」、「18年度要求額」には改革推進公共投資事業償還金を含まない。

第2 概算要求の主要事項

1 . 巡視船艇・航空機・情報通信システムの計画的整備

(1) 巡視船艇の整備

27隻〔うち継続6隻〕

18,765(10,346)百万円

海洋権益の保全、沿岸水域の監視警戒水準の維持等の業務課題に適切に対応できる業務遂行体制を確保するため、老朽・旧式化が進んだ巡視船艇を代替し、併せて必要な高速化、操縦性能向上等高性能化を図る。

- ・ 1,000 トン型巡視船 4 隻
- ・ 350 トン型巡視船 6 隻
- ・ 30 メートル型巡視艇 3 隻
- ・ 20 メートル型巡視艇 8 隻

尖閣諸島周辺海域の警備体制を盤石とするため、拠点機能強化巡視船の整備を引き続き推進する。

- ・ 1,000 トン型巡視船 1 隻（継続）

工作船事件等を踏まえて、高速高機能巡視船の整備を引き続き推進する。

- ・ 2,000 トン型巡視船 3 隻（継続）
- ・ 1,000 トン型巡視船 2 隻（継続）

(2) 航空機の整備

11機〔うち継続4機〕

9,915(4,531)百万円

海洋権益の保全、大規模災害等に対する救助体制の強化等新たな業務課題に適切に対応できる業務遂行体制を確保するため、老朽・旧式化が進んだ航空機を代替し、併せて必要な航続性能・搜索監視能力向上等の高性能化を図る。

- ・ 飛行機 3 機
- ・ ヘリコプター 4 機

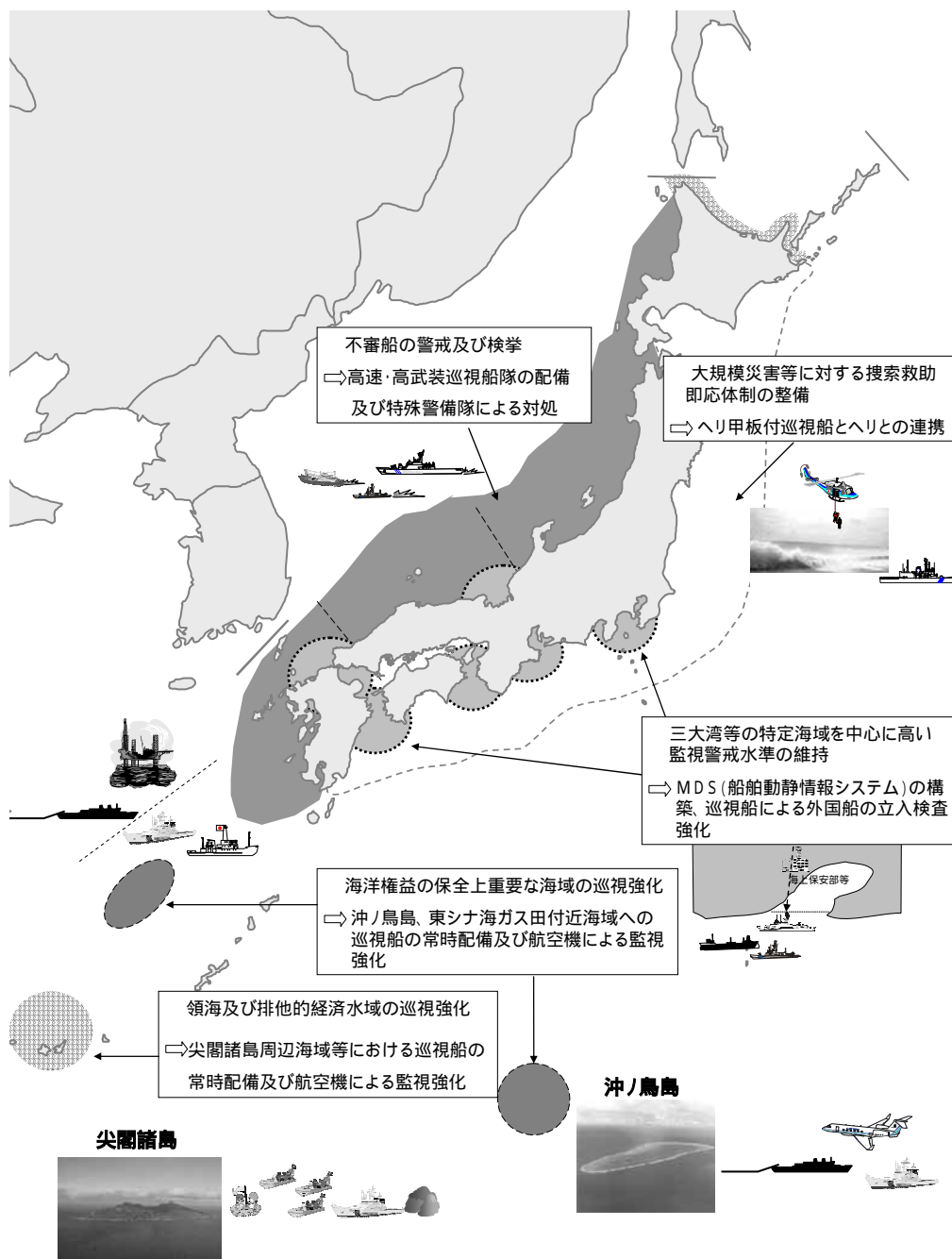
テロ鎮圧部隊等を迅速に現場へ輸送できる能力を有する飛行機及びヘリコプターの整備を引き続き推進する。

- ・ 飛行機 2 機（継続）
- ・ ヘリコプター 2 機（継続）

航空機運航に必要な装備の整備

- ・ 航空関係法令改正に伴う対地接近警報装置及び航空機用救命無線機の整備

【新たな業務課題に適切に対応できる業務執行体制の確保】



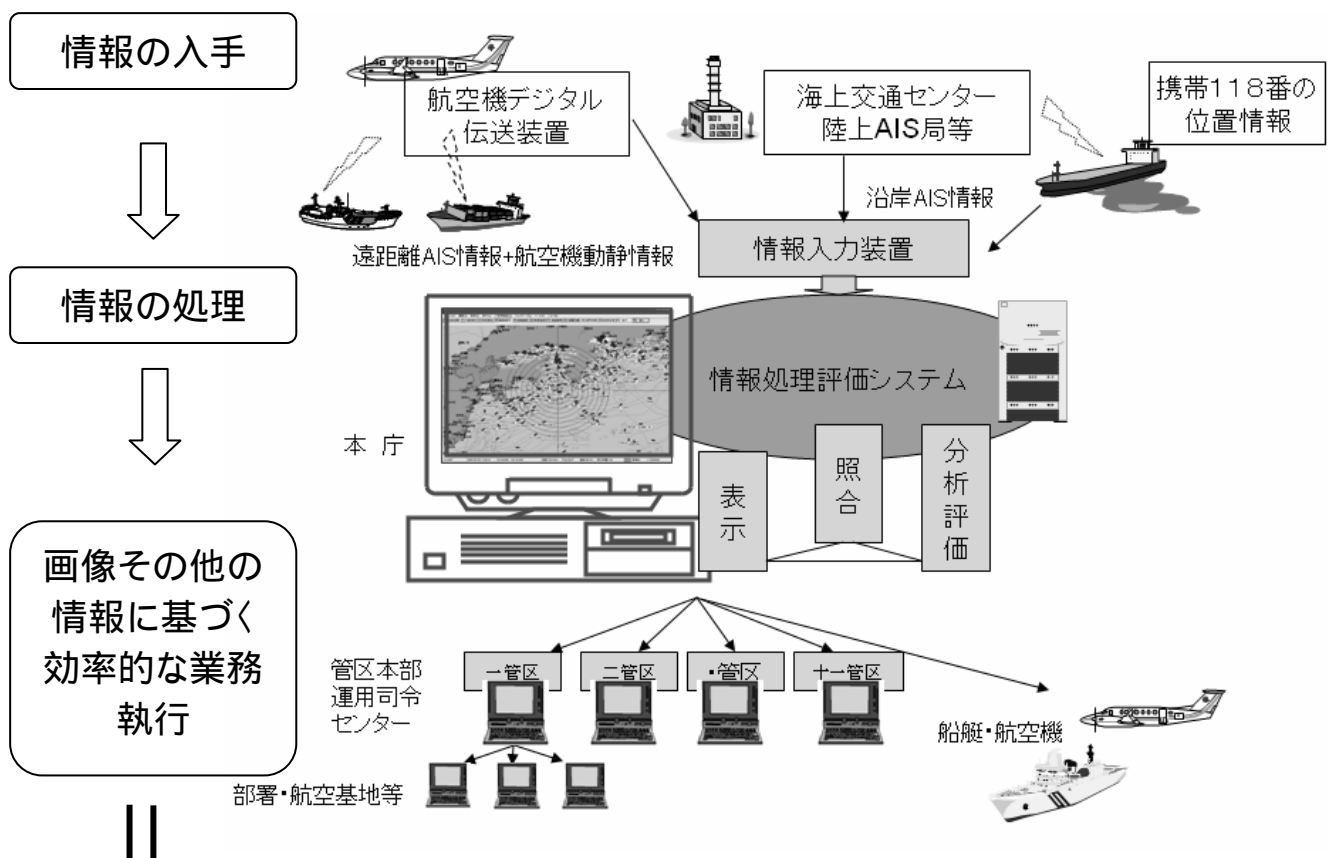
(3) 情報通信システムの整備

1,402(390)百万円

海上保安業務の効率性・機動性の向上を図るため、船舶動静情報を活用した情報システムの整備等、情報処理及び通信に関するシステムの計画的な整備を進める。

- ・ 携帯118番通報・AIS（船舶自動識別装置）情報を活用した海上保安業務情報システムの整備
- ・ 管区本部における指揮機能と通信機能の一体化

【船舶動静情報を活用した海上保安業務システムの概念図】



<新システムを活用した海上保安業務の体制強化>

- 海難等の対象船舶の迅速な特定
- 対象海域・船舶の継続的動静把握
- 対象船舶に係る関連情報に基づく多元的リスク判定
- 司令部門から現場間における上記情報の共有化

(注) AIS情報 SOLAS条約で平成20年7月までに国際航海に従事する300トン以上の船舶及び国際航海に従事しない500トン以上の船舶に対し、搭載が義務付けられた船舶通信設備から発せられる当該船舶の位置情報、識別情報、目的地等の情報。

2．社会情勢の変化に対応した海上保安業務の遂行

(1) 海上犯罪の予防・取締りの強化

163(80)百万円

海事関係者からの国際組織犯罪情報・公安情報の収集活動の強化、アジア地域における海上セキュリティー対策に必要な関係国間の協力体制の構築等を図る。

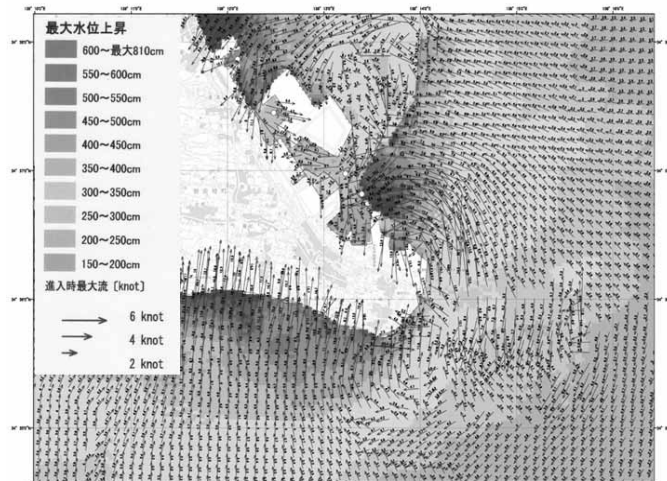


【海上犯罪容疑船の犯人を制圧（訓練）】

(2) 海難救助・海上防災体制の強化

591(56)百万円

- ・ 中部航空基地（仮称）、防災型の船艇基地施設の整備
- ・ 海難救助体制の強化を図るため機動救難士等の増強
- ・ 地震・津波による海上災害の防止を図るための津波防災情報図の整備、航行警報自動発出システムの整備等
- ・ 油に加え有害危険物質を対象範囲とする海洋汚染物質排出事故対策の強化



（津波の流向・流速を矢印による向きと長さで示し、水位上昇値を色別で表示）

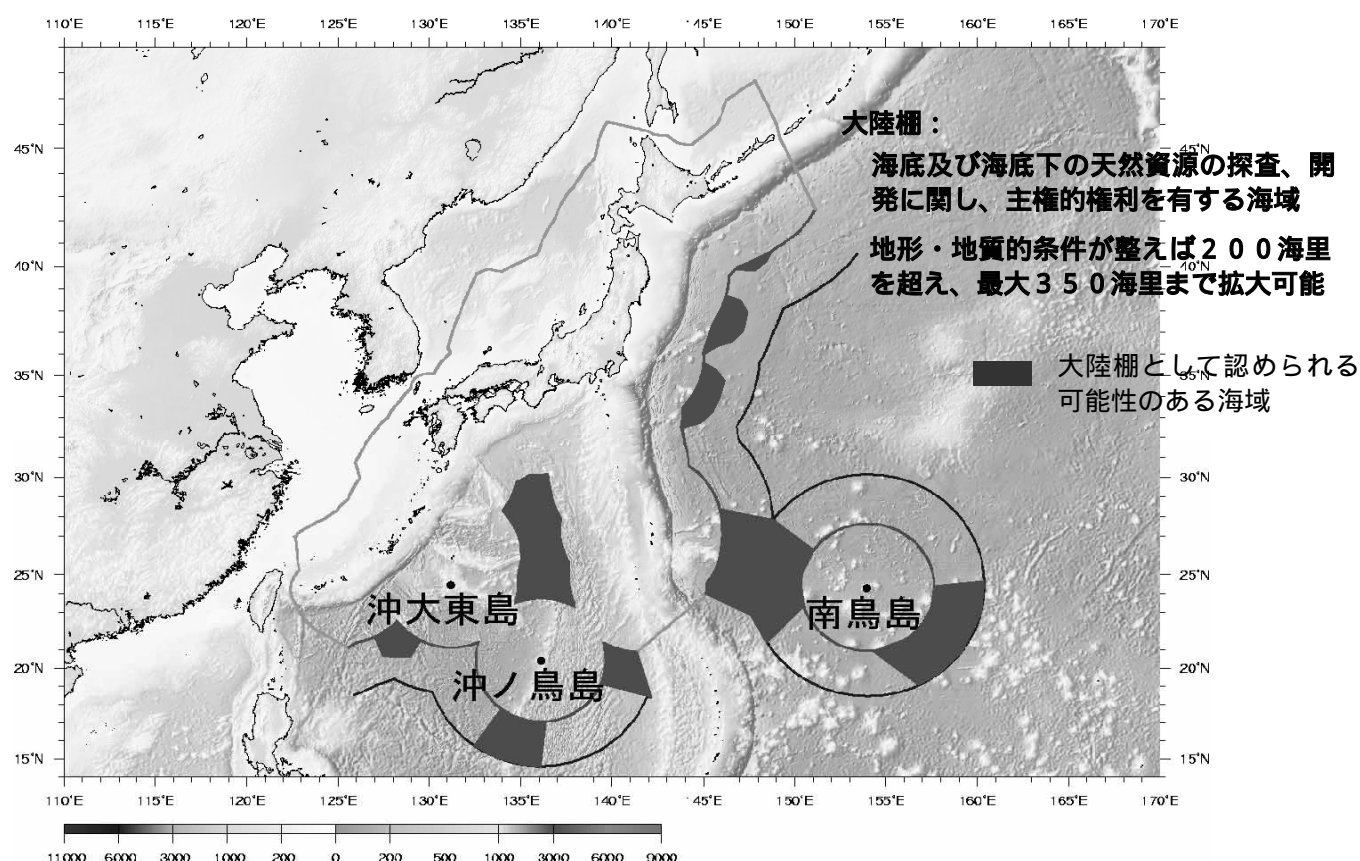
【津波防災情報図の表示例 御前崎港】

(3) 大陸棚の限界画定のための調査の推進

6,687(6,687)百万円

我が国の大陸棚が、国連海洋法条約に基づき200海里を超えて認められるためには、平成21年5月までに大陸棚の地形・地質に関するデータ等大陸棚の限界に関する情報を国連「大陸棚の限界に関する委員会」に提出する必要がある。

このため、「大陸棚調査・海洋資源等に関する関係省庁連絡会議」で策定された「大陸棚画定に向けた基本方針」に基づき、関係省庁と連携を図り、16、17年度に引き続き、我が国の大陸棚の画定に必要な周辺海域の地形・地質に関するデータを整備するために必要な調査を実施する。



3．海上交通の安全性・効率性の向上

5,823(5,317)百万円

海上交通の安全性・効率性を確保するため、以下の航路標識整備事業を重点的かつ計画的に推進する。

- (1) A I Sを活用した次世代型航行支援システムの整備
 - ・ A I S陸上局の整備を促進し、東京湾～北部九州海域までの海域をカバーするとともに、衝突海難の未然防止に必要な機能を強化する。
- (2) 輻輳海域における航路標識の高機能・高規格化（より見やすく、識別しやすくするための同期点減化等）
- (3) 航路標識電源のクリーンエネルギー化
 - ・ 沖ノ鳥島に太陽電池を電源とする航路標識の新設
- (4) I Tを活用した沿岸海域の安全に関する情報提供

